

知っているか？建退共制度

建退共制度とは、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が、労働者の働いた日数に応じて掛け金となる共済証紙または退職金ポイントを積み立て、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。電子申請方式の活用で、手続きが便利になっています。

特長

- ▶ 国の制度なので安全、確実、申し込み手続きが簡単
- ▶ 経営事項審査で加点評価の対象
- ▶ 掛け金の一部を国が助成
- ▶ 掛け金は事業主負担。法人は損金、個人では必要経費として扱われ税法上全額非課税
- ▶ 掛け金は、インターネットを利用した電子申請での納付も可能
- ▶ 事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算

電子申請方式への移行によるメリット

- ▶ 社内のパソコンで退職金ポイントを購入できます。
- ▶ 購入した退職金ポイントから自社や下請けの被共済者に掛け金として充当されます。
- ▶ 退職金ポイント購入額や掛け金充当額がサイト上で自動管理されるため、管理の負担が軽減します。
- ▶ 電子申請方式で発行する掛金収納書等は、公共工事における工事関係書類の電子化に対応しています。

※詳細は公式ホームページでご確認ください。

建退共 **検索**

☎ 建退共北海道支部 ☎ 011 - 261 - 6186

ほくでん双珠別ダムからの放流についてのお願い

ダムの水門を開けて水を流すときは、川沿いに設置したスピーカーまたはサイレンによりお知らせしますので、水難事故防止のため速やかに河川から離れてください。

ゲリラ豪雨等により、ダムへ流入する川の水が急激に増加し、緊急的にダム放流を増加するときは、通常時と異なる男性の声で緊急放送を行いますので、直ちに河川から離れてください。

また、川沿いにお住まいの方は、河川に近づかないようお願いいたします。特に、魚釣りや子どもの川遊びなどには十分注意願います。

放流するときのお知らせ

【スピーカーによるお知らせ】

- ▶ ダム放流を開始するとき、放流により川の水が増え始める約15分前から放送します。
- ▶ ダム放流量が30m³/秒、105m³/秒になったときに放送します。

【サイレン（ダム地点）によるお知らせ】

- ▶ ダム放流を開始する約10分前からサイレンを吹鳴します。
- ▶ ダム放流量が30m³/秒、105m³/秒になったときに吹鳴します。

注) ダムから放流するときスピーカーまたはサイレンによるお知らせは、**河原におられる方に川から離れてもらうよう注意喚起**を行うものであり、ダム放流に関する法律（河川法）で設置が義務付けられています。地域住民の皆さまに対する居住地からの**避難指示などの放送ではありません。**

☎ 北海道電力株式会社 日高水力センター ☎ 01457 - 6 - 2076

北海道苦情審査委員制度のご案内

「北海道苦情審査委員」制度とは、道の機関が行った業務に関する苦情を、皆さんに代わって苦情審査委員が公平で中立な立場から審査する制度です。

皆さん自身の利害に関わる苦情であれば、苦情審査委員に申し立てができます。審査の結果、道の業務に不備な点や制度に問題があるときは、道の機関に是正や改善を求めます。

- 【窓口】**
- 北海道総合政策部知事室 道政相談センター
〒060 - 8588 札幌市中央区北3条6丁目
☎ 011 - 204 - 5523(直通) FAX 011 - 241 - 8181
メール kujyou.koueki@pref.hokkaido.lg.jp
 - 上川総合振興局総務課
〒079 - 8610 旭川市永山6条19丁目
☎ 0166 - 46 - 5903 FAX 0166 - 46 - 5201

- ▶ 各窓口では、申請書様式やリーフレットをご用意しています。
 - ▶ 北海道公式ホームページでは、申請書様式のほか、申し立て方法等についても掲載しています。
 - ▶ 申請書は窓口へ持参するほか、郵送、ファックス、メールでも受け付けています。
- ※個人情報の保護にも十分配慮します。
※電話や匿名での申し立ては受け付けておりません。

◎苦情審査に関する詳細は、北海道の公式ホームページでご確認ください。



苦情の申立て方法 **北海道** **検索**

8月は北方領土返還要求運動強調月間

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島および択捉島からなる北方四島の早期返還の実現は、道民はもとより国民の長年にわたる悲願です。

北海道では、この北方領土問題の解決に向け、道民世論の結集を図り、国の外交交渉を積極的に後押しするため、旧ソ連邦が日本に対し宣戦を布告し、北方四島の占拠を開始した月である8月を「北方領土返還要求運動強調月間」として、重点的に返還要求運動を実施しています。

北方領土の1日も早い返還の実現に向け、本年も、国、道、市町村および関係機関が連携し、返還要求運動に取り組みます。

☎ 北海道総務部北方領土対策本部 ☎ 011 - 204 - 5069

生活・仕事相談会を開催します

日時 令和5年8月23日(水)
①10時00分～10時50分
②11時00分～11時50分
場所 占冠村役場
対象者 生活・しごとについてお悩みの方
申込 8月22日(火)の午後3時までに
電話、FAX、メールで予約してください。
相談料 無料

☎ 自立相談支援事業所「かみかわ生活あんしんセンター」 ☎ 0166 - 38 - 8800 FAX 0166 - 33 - 0021
メール anshin@kamikawa19.hokkaido.jp

■入居資格

次の条件を満たす方が申し込むことができます。

- 占冠村にお住まいの方、村外から移住される方
- 月収が15万8,000円以下の方
(例えば、給与収入者で扶養家族がある場合、源泉徴収票の給与所得控除後の金額から同居扶養控除等の金額を引き、残りの額を12カ月で割った金額が15万8,000円以下の方)
※敷金の納入が必要です。
※連帯保証人が2人必要です。

★入居者と同等以上の収入のある方

■家賃 入居される世帯の収入等に応じて決定されます。

■入居可能日 概ね9月1日(金)

■入居決定 入居者選考委員会の審査によります。

■申込受付場所 建設課建築担当
トマム支所

■お問い合わせ 建設課建築担当 ☎ 56 - 2172

村営住宅等入居者募集のご案内

募集団地	受付期限 8月15日(火)
●中央地区	5戸
○中央団地	1LDK 2戸 2LDK 1戸
○第2千歳団地※	4LDK 2戸

※第2千歳団地は所得基準が異なります。
詳しくは建設課建築担当へお問い合わせください。

運転免許更新時講習会

会場：富良野地域人材開発センター
富良野市西麻町1番1号

■優良講習(30分)

- ◎8月4日(金) 13時～
- ◎8月21日(月) 13時～

■一般講習(1時間)

- ◎8月4日(金) 14時～
- ◎8月21日(月) 14時～

■違反講習(2時間)

- ◎8月10日(木) 13時～
- ◎8月24日(木) 13時～

※警察署等で更新手続きを終えていなければ、更新時講習は受講できません。

☎ 富良野警察署 ☎ 22 - 0110

占冠村の放射線量の状況(7月分)

測定日 令和5年7月5日(水)
【単位：マイクロシーベルト毎時】

測定場所	測定時間	天候	測定値
中央小学校グラウンド	11時31分	晴	0.042
双民館グラウンド	11時21分	晴	0.041
占冠地域交流館グラウンド	11時12分	晴	0.034
占冠保育所グラウンド	11時11分	晴	0.035
トマム学校グラウンド	10時36分	晴	0.026
トマム保育所グラウンド	10時30分	晴	0.029

※北海道の空間放射線量率モニタリング結果(上川総合振興局0.021～0.098)と比較して平常レベルと判断されます。「北海道の空間放射線率モニタリング結果」は、下記のホームページで公開されています。

『環境放射線測定結果【北海道立衛生研究所】』
http://www.iph.pref.hokkaido.jp

☎ 総務課総務担当 ☎ 56 - 2121